

会社法第 782 条第 1 項及び
会社法施行規則第 184 条に定める事前備置書類
(株式交換に係る事前開示事項)

2026 年 6 月 11 日

ディーブイエックス株式会社

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める事前備置書類
(株式交換に係る事前開示事項)

2026 年 6 月 11 日

東京都港区港南一丁目 8 番 15 号
ディーブイエックス株式会社
代表取締役社長 柴崎 浩

ディーブイエックス株式会社（以下「当社」といいます。）及びオルバヘルスケアホールディングス株式会社（以下「オルバヘルスケア」といい、オルバヘルスケアと当社を総称して、以下「両社」といいます。）は、2026 年 5 月 22 日開催の両社の取締役会において、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関し、オルバヘルスケアを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日付で両社間において経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）及び株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

記

I. 株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）

別紙 1 のとおりです。

II. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号、第 3 項）

1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	オルバヘルスケア (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.50
本株式交換により交付する株式数	オルバヘルスケア株式：5,183,078 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に対して、オルバヘルスケアの普通株式（以下「オルバヘルスケア株式」といいます。）0.50株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するオルバヘルスケア株式の数

オルバヘルスケアは、本株式交換に際して、本株式交換によりオルバヘルスケアが当社の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいいます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に0.50を乗じて得た株数のオルバヘルスケア株式を交付する予定です。また、オルバヘルスケアが交付する株式は、新株式（5,183,078株）の発行により対応する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（当社が譲渡制限付株式報酬として役員に割り当てている譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）のうち、本株式交換の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されておらず、当社が無償で取得する株式を含みます。また、本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、当社の自己株式の取得や消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、オルバヘルスケアの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、オルバヘルスケア株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

- ・ 単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）
会社法第192条第1項の規定及びオルバヘルスケアの株式取扱規程に基づき、オルバヘルスケアの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをオルバヘルスケアに対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数のオルバヘルスケア株式の交付

を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するオルバヘルスケア株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

（2）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記（1）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定にあたって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。オルバヘルスケアは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を選定し、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社AGS FAS（以下「AGS FAS」といいます。）を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

オルバヘルスケアにおいては、下記 3.（1）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、オルバヘルスケアのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルから 2026 年 5 月 21 日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである大江橋法律事務所からの助言、オルバヘルスケアが当社に対して 2026 年 2 月初旬から 3 月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、オルバヘルスケアの株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記 3.（1）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である AGS FAS から 2026 年 5 月 21 日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、当社がオルバヘルスケアに対して 2026 年 2 月初旬から 3 月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、両社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

② 算定に関する事項

a. 算定機関の名称及び両社との関係

オルバヘルスケアの第三者算定機関である山田コンサル、当社の第三者算定機関であるAGS FASはいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

なお、本株式交換に係る山田コンサルに対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行や本株式交換が不成立となった場合にオルバヘルスケアに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等を勘案しますと、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。また、本株式交換に係るAGS FASに対する報酬には、本株式交換の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達する都度支払われるマイルストーン報酬が含まれているところ、AGS FASとしては、本株式交換の成否が不明な中において、報酬体系を固定報酬のみとするよりもむしろ、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方が当社の金銭的負担の観点から望ましく、双方にとっても合理性があると考えているとのことであり、当社としてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されているわけではないと判断しております。

b. 算定の概要

(i) 山田コンサルによる算定

山田コンサルは、オルバヘルスケアについては、同社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場していることから市場株価法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」とい

います。)を用いて算定を行いました。市場株価法では、2026年5月21日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場におけるオルバヘルスケア株式の基準日の株価終値、2026年4月22日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2026年2月24日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2025年11月25日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。DCF法では、オルバヘルスケアが作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、DCF法による算定の前提としたオルバヘルスケアの財務予測においては、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年6月期においては運転資本の増加幅が減少することにより前年度対比でフリー・キャッシュ・フロー(以下「FCF」といいます。)の大幅な増加を見込んでおり、2028年6月期においては、大規模な設備投資によりFCFの大幅な減少を見込んでおります。また、2029年6月期には設備投資額が減少することによりFCFの大幅な増加を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を用いて算定を行いました。市場株価法では、2026年5月21日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日の株価終値、2026年4月22日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2026年2月24日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2025年11月25日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。DCF法では、当社が作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、DCF法による算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期、2028年3月期、2030年3月期及び2031年3月期において、高付加価値商品の販売増加に伴い各前年度対比で営業利益の大幅な増益を見込んでおります。また、2027年3月期から2031年3月期は営業利益の増加に伴うFCFの大幅な増加を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。なお、オルバヘルスケア株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.47 ~ 0.56
DCF法	0.35 ~ 0.60

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情

報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。山田コンサルの株式交換比率の算定は、2026年5月21日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、オルバヘルスケアの財務予測その他将来に関する情報については、オルバヘルスケアの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に伴いオルバヘルスケア及び当社の財務状況が推移することを前提としております。なお、山田コンサルが提出した株式交換比率の算定結果は、オルバヘルスケアの経営陣が本株式交換における株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

(ii) AGS FASによる算定

AGS FASは、オルバヘルスケアについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を用いて算定を行いました。市場株価法では、2026年5月21日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場におけるオルバヘルスケア株式の基準日の株価終値、2026年4月22日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2026年2月24日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2025年11月25日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。DCF法では、オルバヘルスケアが作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、DCF法による算定の前提としたオルバヘルスケアの財務予測においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年6月期においては運転資本の増加幅が縮小することによりFCFの大幅な増加を見込んでおり、2028年6月期においては、大規模な設備投資により各前年度対比でFCFの大幅な減少を見込んでおり、2029年6月期においては設備投資額が減少することによりFCFの大幅な増加を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しているこ

とから市場株価法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を用いて算定を行いました。市場株価法では、2026年5月21日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日の株価終値、2026年4月22日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2026年2月24日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2025年11月25日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。DCF法では、当社が作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、DCF法による算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期、2028年3月期、2030年3月期及び2031年3月期において、高付加価値商品の販売増加に伴い各前年度対比で営業利益の大幅な増益を見込んでおります。また、2028年3月期は、運転資本の増加によりFCFの大幅な減少を見込んでおり、2027年3月期及び2029年3月期から2031年3月期は営業利益の増加に伴うFCFの大幅な増加を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価手法による、オルバヘルステア株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.48 ～ 0.55
DCF法	0.23 ～ 0.90

AGS FASは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。AGS FASは、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGS FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としております。両社及びその関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGS FASは、提供された両社の財務予測その他将来に関する情報が、両社の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。AGS FASの算定は、2026年5月21日現在における金融、経済、市場その他

の状況を前提としております。なお、AGS FASが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及びオルバヘルスケアは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるオルバヘルスケア株式を選択しました。オルバヘルスケア株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引期間が確保されていること、また、当社の株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日である2026年9月1日（予定）をもって、当社はオルバヘルスケアの完全子会社となるため、当社株式は2026年8月28日付で上場廃止（最終売買日は2026年8月27日）となる予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引をすることができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様が割り当てられるオルバヘルスケア株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において当社株式を200株以上保有し、本株式交換によりオルバヘルスケア株式の単元株式数である100株以上のオルバヘルスケア株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、200株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、オルバヘルスケア株式の単元株式数である100株に満たないオルバヘルスケア株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、オルバヘルスケアに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。詳細については、上記1.（1）「本株式交換に係る割当ての内容」（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.（1）「本株式交換に係る割当ての内容」（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年8月27日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

3. 株主の利益を害さないように留意した事項

(1) 公正性を担保するための措置

本株式交換において上場会社である当社がオルバヘルスケアの株式交換完全子会社となることから、両社は、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

両社は、本株式交換における株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、オルバヘルスケアは、両社から独立した第三者算定機関である山田コンサルを選定し、2026年5月21日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、当社は、両社から独立した第三者算定機関であるAGS FASを選定し、2026年5月21日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。各算定書の概要は上記1. (2) ②「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率が両社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、オルバヘルスケアは大江橋法律事務所を、当社は西村あさひ法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、大江橋法律事務所及び西村あさひ法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換を含む両社対等の精神に基づく経営統合に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

大江橋法律事務所は、オルバヘルスケアと法律顧問契約を締結しておりますが、同事務所はオルバヘルスケアに限らず多数の依頼者に対してリーガル・サービスを提供する外部の法律事務所であり、オルバヘルスケアも同事務所の依頼者の一つとして、その取扱分野や専門性を踏まえ都度の法律相談を行うために法律顧問契約を締結しているものであり、かかる契約を締結していることをもって同事務所のオルバヘルスケアからの独立性は害されず、また、同事務所の報酬は、本株式交換を含む本経営統合の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないことから、オルバヘルスケアは、同事務所の独立性に問題はないと判断しております。

(2) 利益相反を回避するための措置

2026年5月22日現在において、両社の間には資本関係及び人的関係はなく、関連当事者に該当しないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社の間には特段の利益相反関係は生じないことから、上記(1)①「独立した第三者算定機関からの算定書の取得」及び(1)②「独立した法律事務所からの助言」のほか、特別な措置は講じておりません。

4. 株式交換完全親会社となるオルバヘルスケアの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するオルバヘルスケアの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、オルバヘルスケアが適当に定めるものといたします。かかる取扱いは、オルバヘルスケアの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

Ⅲ. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号、第4項）

1. オルバヘルスケアの定款の定め

別紙2のとおりです。

2. 交換対価の換価の方法に関する事項

(1) 交換対価を取引する市場

オルバヘルスケア株式は、東京証券取引所スタンダード市場において取引されております。

(2) 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

オルバヘルスケア株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。

(3) 交換対価の譲渡その他の処分には制限があるときは、その内容

該当事項はありません。

3. 交換対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2026年5月22日）の前営業日（2026年5月21日）を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の東京証券取引所スタンダー

ド市場におけるオルバヘルスケア株式の終値の平均（1円未満の端数については四捨五入しております。）は、それぞれ2,087円、2,109円、2,091円です。また、オルバヘルスケア株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

4. 株式交換完全親会社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

オルバヘルスケアは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

IV. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号、第5項）

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

V. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号、第6項）

1. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

① 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

オルバヘルスケアは、2026年5月22日開催の取締役会において、本経営統合に関し、オルバヘルスケアを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で両社間において本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1の

とおりです。

② 剰余金の配当

オルバヘルスケアは、2025年9月25日開催の定時株主総会における決議に基づき、2025年9月26日を効力発生日として、同社株式1株につき80円、配当総額494,378,240円の剰余金の配当を行いました。

2. 株式交換完全子会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

(1) 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、本経営統合に関し、オルバヘルスケアを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で両社間において本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

(2) 自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本譲渡制限付株式のうち、本株式交換の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されておらず、当社が無償で取得する株式を含みます。また、本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

(3) 剰余金の配当

当社は、2026年5月15日開催の取締役会における決議に基づき、2026年6月12日を効力発生日として、当社株式1株につき50円、配当総額525,047,800円の剰余金の配当を行う予定です。なお、当社は会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

VI. 会社法第789条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

会社法第789条第1項の規定により株式交換について異議を述べるることができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1 : 株式交換契約書

株式交換契約書

オルバヘルスケアホールディングス株式会社

ディーブイエックス株式会社

2026年5月22日

株式交換契約書

オルバヘルスケアホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びディーブイエックス株式会社（以下「乙」という。）は、2026年5月22日（以下「本契約締結日」という。）付けにて、以下のとおり株式交換契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：オルバヘルスケアホールディングス株式会社

住所：岡山県岡山市北区下石井一丁目1番3号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：ディーブイエックス株式会社

住所：東京都港区港南一丁目8番15号

第3条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記録された株主（第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとする。以下「基準時株主」という。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の総数に0.50を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式0.50株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従って甲が基準時株主に対して割当交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金：0円
- (2) 資本準備金：会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額
- (3) 利益準備金：0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年9月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行に依じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（事業の運営）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行う。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行う場合は、事前に相手方当事者と協議し合意の上、これを行う。

第8条（剰余金の配当及び自己株式取得の制限）

1. 甲は、2026年6月30日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株当たり80円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2026年3月31日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株当たり50円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日から効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。以下、本項において同じ。）までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、また、本契約締結日から効力発生日の前日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（但し、(i)会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて自己株式の取得を行う場合、(ii)会社法第785条第1項又は第797条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて自己株式の取得を行う場合、及び(iii)乙がその役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約書に基づき当該役員が保有する譲渡制限付株式につき無償で自己株式の取得を行う場合を除く。）を行ってはならない。

第9条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議に基づき、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める乙の反対株主の株式買取請求にかかる株式の買取りによって乙が取得する自己株式及び乙がその役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約書に基づき当該役員から取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時をもって消却する。

第10条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、(i)効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)効力発生日の前日までに乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)本株式交換に関し、法令等（外国法を含む。以下同じ。）により効力発生日までに完了していることが要求される許認可、届出等の手続（もしあれば）が、効力発生日の前日までに完了していない場合（法令等により効力発生日前に経過していることが必要な待期間が、効力発生日の前日までに経過していない場合も含む。）、及び(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第12条（管轄裁判所）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 5 月 22 日

甲：岡山県岡山市北区下石井一丁目 1 番 3 号
オルバヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役社長 前島 洋平



本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 5 月 22 日

乙：東京都港区港南一丁目 8 番 15 号

ディーブイエックス株式会社

代表取締役社長 柴崎 浩



別紙2：オルバヘルスケアの定款

オルバヘルスケアホールディングス株式会社 定款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、オルバヘルスケアホールディングス株式会社と称し、英文では、
OLBA HEALTHCARE HOLDINGS, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる
当該会社の事業活動の支配・管理

- ① 医療機器及び材料の製造、販売、レンタル、リース、保守点検、修理、加工、設置工事並びに輸出入
- ② 医科、産業衛生、理化学、生化学、光学機器及び計量器の製造、販売、レンタル、リース、保守点検、修理、加工、設置工事並びに輸出入
- ③ 医薬品、医療用外各種薬品類、医薬品原料、医薬部外品、動物用医薬品、工業薬品その他化学製品、試薬、臨床検査薬、毒物、劇物、動物用医療用具の製造、加工、販売及び輸出入
- ④ 高圧ガスの販売
- ⑤ 高圧ガス容器、容器の運搬車、調整器、高圧ガス測定検知用機器の販売
- ⑥ 高圧ガス機器の配管工事の施工請負
- ⑦ 物流システムの研究開発並びに販売
- ⑧ 病医院及び産業衛生、理化学、生化学、光学に関する基礎研究機関の物品在庫管理並びに滅菌の受託業
- ⑨ コンピュータのソフトウェア開発並びに販売
- ⑩ コンピュータ及びその周辺機器の開発、レンタル、リース、保守点検、修理並びに販売
- ⑪ 病医院及び産業衛生、理化学、生化学、光学に関する基礎研究機関の経営コンサルティング
- ⑫ 医療用具の輸入及び製造販売
- ⑬ 不動産の管理
- ⑭ 介護用品、介護機器、介助機器の製造、販売、レンタル、リース、保守点検、修理並びに設置工事
- ⑮ 医療廃棄物の収集、運搬、処分、最終処理業務
- ⑯ 医療廃棄物処理装置の販売
- ⑰ 病医院の設備機器及び器具の製造、販売、レンタル、リース、保守点検、修理並びに設置工事

- ⑱ 病医院及び産業衛生、理化学、生化学、光学に関する基礎研究機関の建物の保全、清掃並びに管理サービス
 - ⑲ 古物売買業
 - ⑳ 以上に関連する一切の業務
2. 医療機器及び材料の製造、販売、レンタル、リース、保守点検、修理、加工、設置工事並びに輸出入
 3. 医科、産業衛生、理化学、生化学、光学機器及び計量器の製造、販売、レンタル、リース、保守点検、修理、加工、設置工事並びに輸出入
 4. 医薬品、医療用外各種薬品類、医薬品原料、医薬部外品、動物用医薬品、工業薬品その他化学製品、試薬、臨床検査薬、毒物、劇物、動物用医療用具の製造、加工、販売及び輸出入
 5. 高圧ガスの販売
 6. 物流システムの研究開発並びに販売
 7. コンピュータのソフトウェア開発並びに販売
 8. 医療用具の輸入及び製造販売
 9. 不動産の管理・賃貸
 10. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権の取得、管理、使用許諾および売買
 11. 医療情報誌の翻訳、編集、制作、出版、販売
 12. 医療分野における技術及び製品開発並びに研究の促進支援事業
 - ① 市場調査、分析、販路の開拓、拡大及び販売の促進、支援
 - ② 医学分野、工学分野における関係主体のマッチング、連携の促進
 - ③ イベントの企画及び運営並びにコンサルティング
 13. 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、18,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は株式名簿管理人を置く。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(基準日)

第10条 当社は、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は毎年9月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第16条 当会社に取締役12名以内を置く。

(取締役の選任)

第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第19条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

(役付取締役)

第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役及び顧問)

第21条 取締役会の決議により相談役及び顧問を選定することができる。

(取締役との間の責任限定契約)

第22条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第23条 当社の監査役は3名以上7名以内とする。

(監査役の選任)

第24条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役会の招集通知)

第26条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。また、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

(常勤の監査役)

第27条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。

(監査役との間の責任限定契約)

第28条 当社は、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当)

第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第31条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第32条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

別紙3：オルバヘルスケアの最終事業年度に係る計算書類等

事業報告 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

2027年6月期を最終年度とする当社グループの中期経営計画では「現業強化・生産性向上」、「SDGs推進・ESG経営」、「新規事業探索・育成」、「DXの推進」を重点ポイントに定め、各種施策を推進しています。そして、さらに長期的な視点で経営を行うべく、2030年に向けて当社グループが目指す姿として、「国内最高の医療機器商社」、「営業利益の20%を海外から獲得」、「30以上の新製品・サービスを上市」という3本柱からなる「VISION2030」を制定し、実現に向けた基盤づくりを開始しています。

一方、顧客である医療・介護施設では、人員不足や物価高騰に伴う人件費の増加、補助金などの財政支援の減少によって設備投資に慎重になりつつあり、当期の設備備品は例年を下回る結果となりました。しかしながら、ロボット手術や不整脈治療など、新技術へのニーズが高い領域では、引き続き積極的な設備投資が行われています。

その結果、当期の連結売上高は1,227億2百万円（前期比3.5%増）、連結営業利益19億79百万円（前期比11.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益14億30百万円（前期比4.7%減）となりました。

連結売上高 **1,227億2百万円**
(前期比3.5%増)

連結営業利益 **19億79百万円**
(前期比11.1%減)

連結経常利益 **19億62百万円**
(前期比12.6%減)

親会社株主に
帰属する当期純利益 **14億30百万円**
(前期比4.7%減)

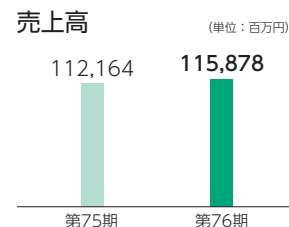
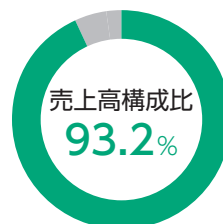
事業セグメント別の概況は、次のとおりです。

医療器材事業

(株)カワニシ・サンセイ医機(株)・
日光医科器械(株)・(株)カワニシパークメド・
(株)オルシード・
THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.

主要商品

人工関節、ペースメーカー、冠動脈ステント、MRI、
鋼製器具、超音波メスなどの医療器材全般



医療器材事業の商品分類別売上高は下記のとおりです。ただし、当該商品分類別売上高については、管理会計に基づく集計値を元に分析を行っています。そのため、商品分類別売上高の合計は医療器材事業の売上高と一致していませんが、これによる分析の正確性への影響は軽微であると判断しています。また、各商品分類における前期比の記載においては、今期から一部商品の集計区分を変更したため、前期実績も同じ区分で再集計して比較しています。

<医療器材事業 商品分類別売上高>

単位：百万円

	前期		当期		増減	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	増減率(%)
手術関連消耗品	48,567	42.5	50,457	42.7	1,890	3.9
整形外科消耗品	26,122	22.9	28,885	24.5	2,762	10.6
循環器消耗品	22,460	19.6	24,083	20.4	1,623	7.2
消耗品 小計	97,150	85.0	103,425	87.6	6,275	6.5
設備備品	17,172	15.0	14,687	12.4	△2,485	△14.5
商品分類別売上高 合計	114,322	100.0	118,113	100.0	3,791	3.3
調整額	△2,158	—	△2,235	—	△77	—
医療器材事業 合計	112,164	—	115,878	—	3,714	3.3

医療器材事業の成長の軸は消耗品の売上高です。特に近年は関西地方を重点エリアとした営業活動を推進してきましたが、顧客獲得に一定の見通しがついたことにより、今期から連結子会社である株式会社カワニシの神戸営業所を関西支店に昇格させ、営業基盤の強化を図りました。また、世界的な物価高騰に伴う医療機器の仕入価格上昇は現在も継続していますが、我々は顧客ニーズを満たした安価な代替品提案を織り交ぜながら、可能な限り販売価格に転嫁する交渉を行っています。

これらの結果、医療器材事業の消耗品の売上高は前期比6.5%増となりました。その内訳は以下のとおりです。

手術関連消耗品の売上高は、前期比3.9%増となりました。主力の外科関連製品が同5.2%増と堅調に推移したことに加え、従来から重点的に営業活動を行っている糖尿病関連製品を含む内科関連製品が同12.3%増と業績を牽引しました。また、2023年4月より始まった福島県におけるオリンパスマーケティング社の代理店としての活動により、消化器内視鏡関連製品が同5.1%増となりました。

整形外科消耗品の売上高は、前期比10.6%増となりました。前期に開業した医療機関の本格稼働や、今期新たに獲得した施設の影響により、人工関節関連製品が同10.5%増、外傷・スポーツ・関節鏡（※1）関連製品が同8.3%増となり、医療器材事業の業績を牽引しました。また、2024年6月の償還価格改定の影響などにより減少傾向にあった脊椎関連製品も、第3四半期には増加に転じ、前期比1.2%増となりました。なお、人工関節の分野において普及しているロボット手術については、前期に引き続き、その導入支援を積極的に行っています。

（※1）膝や肩などの関節内にカメラを挿入して行われる低侵襲手術

循環器消耗品の売上高は、前期比7.2%増となりました。昨年まで増加を続けていた心臓血管外科領域はTAVI（※2）の症例数の伸びが落ち着いてきたことから、前期比3.1%減となったものの、新規獲得施設の影響により、カテーテルアブレーション（※3）関連製品が同13.4%増、心臓虚血治療関連製品が同8.8%増と業績拡大に寄与しました。

（※2）心臓の大動脈弁を低侵襲に人工弁へ置換する治療

（※3）頻脈の原因となる心筋組織を焼灼もしくは凝固する治療

設備備品の売上高は、各種補助金による需要が一段落したことに加え、医療機関の設備投資意欲が見込みよりも減退したことで前期比14.5%減となりました。その一方で新規領域の開発を進めており、クリニック向け自動精算機テマサックは順調に販売台数を伸ばしています。また、2025年1月6日に設立した株式会社オルシードでは、環境に配慮したサーキュラーエコノミー（循環経済）による持続可能な社会の実現を目指し開発した、次世代型ごみ処理機「低熱分解型アップサイクルユニット O L S T E C H®（オルステック）」の販売も開始し、売上実績を計上しています。

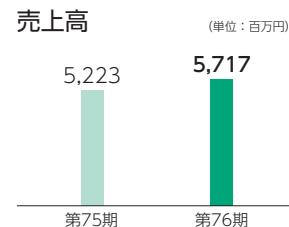
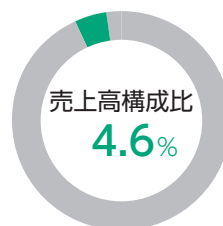
その結果、医療器材事業は、売上高1,158億78百万円（前期比3.3%増）となりました。しかしながら、設備備品の需要減少により売上総利益が伸び悩んだことに加え、人的資本への投資としての給与ベースアップ、組織体制の強化に向けた人員補強、O L B A - D X 推進のためのシステム投資などにより販売管理費が前年を上回ったことから、営業利益は17億74百万円（前期比12.9%減）となりました。

SPD事業

(株)ホスネット・ジャパン

主要サービス

病院の物品管理、情報管理、購買管理及びこれらに関連するサービス



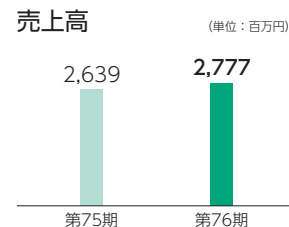
SPD事業は、仕入価格の上昇分を販売価格に転嫁する活動を継続したことと、物価上昇に伴う管理料の値上げ交渉を粘り強く継続した結果、売上高は57億17百万円（前期比9.4%増）となりました。また、販売管理費は給与ベースアップなどの影響により増加しましたが、仕入改善に努めたことにより、営業利益は1億13百万円（前期比9.0%増）となりました。

介護用品事業

(株)ライフケア

主要商品・サービス

介護用品レンタル、福祉用具販売、介護リフォーム



介護用品事業は、在宅医療・居宅介護の需要が引き続き高く、主力のレンタル事業が前期比4.7%増と順調に推移しました。また、レンタルに付随する物品販売についても、提案営業を強化したことにより同10.8%増となりました。その結果、売上高は27億77百万円（前期比5.2%増）となりました。営業利益が2億5百万円（前期比1.8%減）となっているのは、四国地方における新規出店に伴う経費の増加によるもので、今後の営業活動拡大への先行投資と位置づけています。

2.設備投資等の状況

当期の設備投資の総額は15億94百万円です。

主なものは、事務所新築移転等費用として9億52百万円、病医院への貸出・緊急対応用医療機器購入費用として5億19百万円、パソコン・サーバー機器購入費用として76百万円、事務機器購入費用として27百万円などです。

3.資金調達の状況

当期における資金調達は、自己資金のほか金融機関から借入を行いました。

4.事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5.他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6.吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7.他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8.財産及び損益の状況

区分	期別	第73期 (2022年6月期)	第74期 (2023年6月期)	第75期 (2024年6月期)	(ご参考) 第76期 (2025年6月期)
売上高	(千円)	107,959,426	110,472,640	118,564,924	122,702,463
経常利益	(千円)	2,119,844	2,158,041	2,244,420	1,962,447
親会社株主に帰属 する当期純利益	(千円)	1,535,333	1,414,238	1,500,356	1,430,099
1株当たり当期純利益	(円)	252.80	234.90	251.68	241.43
総資産	(千円)	39,968,672	40,878,181	43,237,194	45,871,212
純資産	(千円)	9,093,306	10,327,643	11,373,691	12,255,637

9.経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループでは、会社の経営の基本方針として「社員憲章」を定めています。この「社員憲章」は、①事業のあり方、②組織のあり方、③メンバーのあり方、の3項目から構成され、当社グループのメンバーがよって立つべき企業理念を体現したのものにもなっています。

また、国連の採択したSDGs（持続可能な開発目標）はこうした当社の経営方針と非常に親和性が高いため、その17項目のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」「5. ジェンダー平等を実現しよう」「8. 働きがいも経済成長も」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」「13. 気候変動に具体的な対策を」「17. パートナリシップで目標を達成しよう」の6つを実現するように努めています。

当社グループは、絶えずサービスのイノベーションを図り、グループ会社間でのノウハウ共有とインフラ統合を進めていくとともに、新技術や独自のノウハウを持つ企業と幅広く連携・提携を進めていきます。

オルバグループ社員憲章

事業のあり方

- ビジネスを通じて、医学・医療・介護の発展に貢献し、国民の健康長寿に寄与する
- 革新的な新機能・新技術の恩恵を、患者と医療機関に速やかに適切に提供する
- ステークホルダー（顧客、取引先、社員、地域社会、株主）の皆様に、誠実かつ継続的に価値を提供し、持続可能な経営を追求する
- 業界の内外を問わず積極的に交わり、創造性を育み、グローバルな視点でフロンティアを探求する

組織のあり方

- 人材育成を尊び、「マネジメント（人を通じて事を成す）」に重きをおく
- ダイバーシティを重視し、多様な意見や価値観、働き方を認め合う
- いかなるときも、フェアな競争と取引を心掛ける
- 競争によってもたらされた成果は、新たな価値を創造するために再投資する
- メンバーが心身ともに健康で、貢献意欲を持つことのできる環境を整備する

メンバーのあり方

- 自発的かつ主体的な成長意志を持つ
- 過去の成果に安住せず、謙虚に学び続ける
- 自身の貢献や努力なしに便益を得ようとするフリーライディングを善しとしない
- 社内外のビジネス上のパートナーを尊重し、高い倫理観と誇りをもって業務に臨む

(2) 目標とする経営指標

当社は、企業集団の成長、ならびに業務プロセスの効率性を測定するうえで、売上高と営業利益を重視しています。2025年6月期を初年度とする中期経営計画においては、2027年6月期の連結売上高1,350億円、連結営業利益27億円を目標としていました。中期計画の初年度である2025年6月期は、連結売上高はおおむね予算通りでしたが、連結営業利益は予算を大きく下回る結果となりました。

この要因として、設備備品の需要減退、消耗品の利益率の低下が挙げられます。顧客である医療・介護施設においては、人員不足に伴う人件費の増大、物価高騰、補助金などの財政支援の減少といった外部環境の影響を受け、設備投資に慎重な姿勢が見られました。消耗品に関しては、物価高騰の影響で上昇した仕入価格を、販売価格へ十分に転嫁できませんでした。

今後は現業を強化すべく、手術関連、整形外科、循環器といった各専門領域におけるグループ内連携をさらに進めるとともに、新たな収益源の確立に向けて、自動精算機をはじめとする当社グループオリジナル製品の拡販も推進していきます。また、変わりゆく事業環境に適応し、持続可能な経営を実現していくためには、DX (Digital transformation : デジタル化によるビジネスモデル等の再構築) と給与ベースアップや人材育成を含む人的資本への継続的な投資も必要であると考えています。

これらの取り組みを基盤に、2026年6月期を初年度とする中期経営計画をあらためて策定し、2028年6月期に目指す経営指標を、連結売上高1,420億円、連結営業利益27億円としました。また、上記のような投資余力を保持するためには、ROEを現状水準程度に保ちながらも自己資本を充実させることが重要と考えています。(過去5年のROEの単純平均実績：14.2%)

(3) 中長期的な会社の経営戦略

厚生労働省が示した「地域医療構想」においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けてさまざまな取り組みが進められてきました。その後継策として2024年12月に取りまとめが行われた「新たな地域医療構想」においては、85歳以上の高齢者人口の増加や人口減少がさらに進む2040年頃を視野に入れ、全ての地域・全ての世代の患者が適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者が持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を整備することが課題に挙げられています。これらの課題に対応するためには、限られた医療資源を最適化・効率化しながら、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築することが必要とされています。一方で、ロボットを使用した手術や、がんゲノム等の遺伝子解析による個別化医療が一部で実現されるなど医療技術は目覚ましく進歩しています。もちろん、従前より当社グループが得意としてきた整形外科領域や循環器領域 (循環器内科・心臓血管外科)、手術関連領域、またその他の領域においても、引き続き様々なサービス提供が医療現場より求められています。

こうした環境に対応すべく、当社グループでは2028年6月期を最終年度とする中期経営計画のポイントを以下の図のようにまとめました。なお、中期経営計画は毎年見直し、常に最新の中期計画による目標管理を行ってまいります。

2026/6期～2028/6期 中期経営計画のポイント



- ①OLBA-DX：DXによって、あらゆる業務のあり方を見直します。非生産業務をできるだけ効率化して顧客へのサービス提供時間の最大化を図ると同時に、ICTツールを用いて営業活動の質を向上させ、顧客満足度を高めていきます。社員のITスキルを向上させる取り組みにも注力します。
- ②生産性向上：現業の強化・効率化とロジスティクスの革新がポイントです。仕入交渉力の強化、業務合理化などをさらに進めるほか、グループ内連携の強化、医療機器の安定供給に向けたロジスティクス基盤の充実により、顧客提供価値の最大化を目指します。
- ③未来への投資：新規事業育成・外部連携促進・サステナビリティ確保がポイントです。新規事業として、タイ王国でのビジネス基盤の確立、カワニシパークメドによるクリニック向けビジネスの拡大、ならびに次世代ごみ処理機の開発・販売を通じて地球環境保護にも貢献する新会社「オルシード」の育成を進めていきます。また、業界内外を問わない業務連携、人的資本への投資も行っていきます。

なお、2030年に向けて当社グループが目指す姿として、2024年6月期に設定した「VISION2030」の内容は以下のとおりです。

- 1) 国内最高の医療機器商社を目指す
- 2) 営業利益の20%は、海外から獲得する
- 3) 30以上の新製品・サービスを上市する

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、「会社の経営の基本方針」に基づき、グループ各社に対する資金・人材・インフラ事業政策等をサポートすることで企業価値の向上に努めていきます。

また、コンプライアンスの徹底、適切なリスク管理並びに適正な情報の開示を行い、グループの社会的価値を高めていきます。

10. 主要な事業内容 (2025年6月30日現在)

事業内容	会社名
医療器材事業	株式会社カワニシ
	サンセイ医機株式会社
	日光医科器械株式会社
	株式会社カワニシパークメド
	株式会社オルシード
	THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.
S P D事業	株式会社ホスネット・ジャパン
介護用品事業	株式会社ライフケア
全社	オルバヘルスケアホールディングス株式会社

11. 主要な営業所 (2025年6月30日現在)

(1) 当社 本社 岡山市北区

(2) 子会社

名称	事業所	所在地
株式会社カワニシ	本社	岡山市北区
サンセイ医機株式会社	本社	福島県郡山市
日光医科器械株式会社	本社	大阪府八尾市
株式会社カワニシパークメド	本社	岡山市北区
株式会社オルシード	本社	岡山市北区
THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.	本社	タイ王国パトゥムターニー県
株式会社ホスネット・ジャパン	本社	岡山市北区
株式会社ライフケア	本社	岡山市北区

12. 従業員の状況（2025年6月30日現在）

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
医療器材事業	1,011名 (148名)	29名増	38.9歳	10.1年
S P D事業	179名 (111名)	5名増	42.4歳	10.0年
介護用品事業	153名 (6名)	6名増	36.1歳	7.3年
全社	50名 (2名)	1名減	43.7歳	13.7年
合計又は平均	1,393名 (267名)	39名増	39.2歳	9.9年

(注) 1. 従業員数は就業人員です。

2. 従業員数欄の(外書)は、年間臨時従業員の平均雇用人員(1日8時間換算)です。

3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。

13. 主要な借入先（2025年6月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社伊予銀行	491,660千円
株式会社中国銀行	475,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	475,000千円
株式会社三井住友銀行	475,000千円

14. 重要な親会社及び子会社の状況（2025年6月30日現在）

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社カワニシ	300,000千円	100.0%	医療機器及び関連機器の販売
サンセイ医機株式会社	20,000千円	100.0%	医療機器及び関連機器の販売
日光医科器械株式会社	10,000千円	100.0%	医療機器及び関連機器の販売
株式会社カワニシパークメド	50,000千円	100.0%	医療機器及び関連機器の販売
株式会社オルシード	30,000千円	100.0%	医療機器及び関連機器の販売
THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.	2,000千タイ・ パーツ	49.0%	医療機器及び関連機器の販売
株式会社ホスネット・ジャパン	71,000千円	100.0%	物品・情報管理及び購買管理業務
株式会社ライフケア	50,000千円	100.0%	在宅介護用ベッド・用品の販売・レンタル

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 当社の株式に関する事項（2025年6月30日現在）

1. 発行可能株式総数

普通株式 18,000,000株

2. 発行済株式の総数

普通株式 6,250,000株（自己株式 70,272株を含む）

3. 株主数

10,133名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社マズプ	859千株	13.91%
前島達也	486千株	7.87%
オルバヘルスケア従業員持株会	392千株	6.35%
株式会社山陰合同銀行	278千株	4.51%
株式会社中国銀行	277千株	4.49%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	255千株	4.13%
光通信株式会社	165千株	2.68%
株式会社伊予銀行	165千株	2.67%
有限会社ティ・エム・テラオカ	151千株	2.44%
権瓶和雄	149千株	2.42%

（注）持株比率は当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合です。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III. 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 当社の会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

(2025年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 島 洋 平		
専 務 取 締 役	磯 田 恭 介	経営企画本部長	
常 務 取 締 役	村 田 宣 治	管理本部長	
常 務 取 締 役	桑 村 勝 之	営業本部長	
社 外 取 締 役	川 元 由 喜 子		
社 外 取 締 役	北 川 敬 博		
社 外 取 締 役	田久保 善 彦		フォースタートアップス株式会社 社外取締役
常勤社外監査役	守 谷 純 一		
社 外 監 査 役	周 東 秀 成		弁護士
社 外 監 査 役	新 田 東 平		公認会計士 E・Jホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 2024年9月26日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、取締役服部輝彦氏は、任期満了により退任しました。
2. 2024年9月26日開催の第75期定時株主総会において、新たに、田久保善彦氏は取締役に選任され、就任しました。
3. 監査役新田東平氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者による職務の執行に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社、当社の子会社及び関連会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 2025年6月期に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は2023年6月30日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」を以下のとおり決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等のうち、固定報酬及び株式報酬については、以下の方針に基づいて算出されています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

1. 基本方針

- (1) 当社は、役員報酬をコーポレート・ガバナンス上の重要事項と認識しており、この認識のもと本決定方針を定める。
- (2) 当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、①役位・職責に応じた基本報酬としての固定報酬（金銭報酬）、②事業年度ごとの業績目標達成のインセンティブとしての賞与（金銭報酬）、及び③中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブとしての株式交付信託による株式報酬（非金銭報酬）で構成する。
- (3) 当社の社外取締役の報酬等は、業績へのインセンティブに左右されない独立性を確保するため、基本報酬としての固定報酬のみとする。

2. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針等

(1) 固定報酬（金銭報酬）

基本報酬としての固定報酬は、役位、職責、経験、実績及び能力を総合的に評価したうえで決定する。なお、固定報酬は、毎月1回現金で支払う。

(2) 賞与（金銭報酬）

短期業績連動型報酬としての賞与は、固定報酬の月額に、①代表取締役社長については、事業年度ごとに設定する営業利益予算の前年比及び営業利益の予算達成率に基づき算出される係数を乗じることにより、②代表取締役社長以外の取締役については、当該係数に、当該取締役の職責に応じて個別に設定する、定性的な項目を含む目標の達成度に基づき算出される係数を加減算して得られる数を乗じることにより、それぞれ算出する。なお、賞与は、毎年1回一定の時期に現金で支払う。

(3) 株式報酬（非金銭報酬）

報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、1事業年度あたり35,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限に、取締役に対し、固定報酬の金額と役位に応じて算出されるポイントを付与し、原則として取締役の退任時において、付与されたポイントに応じた株式を交付する。

3. 個人別の報酬等の割合

- (1) 当社の取締役（社外取締役を除く。）の固定報酬、賞与及び株式報酬の割合は、これらの報酬が業績向上へのインセンティブとして適切に機能するものとなるよう、役位・職責に応じて決定する。
- (2) 当社の社外取締役の報酬等は、2（1）の固定報酬のみで構成されるものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法等

- (1) 取締役の個人別の報酬等については、取締役会の決議に基づき指名・報酬委員会がその決定の委任を受け、同委員会は、当該委任に基づき、各取締役の固定報酬及び賞与の金額を決議する。なお、株式報酬については、取締役会において定める当社株式交付規程に基づきポイントを付与する。
- (2) (1) の権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は社外取締役が委員長を務めるものとする。

また、当社は2025年6月30日開催の取締役会において、短期業績連動報酬（賞与）の計算のための係数の変更を主要な変更点として、上記「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」を以下のとおり改訂する旨決議しており、その内容は以下のとおりです。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等のうち、賞与については、以下の方針に基づいて算出されています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

1. 基本方針

- (1) 当社は、役員報酬をコーポレート・ガバナンス上の重要事項と認識しており、この認識のもと本決定方針を定める。
- (2) 当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、①役位・職責に応じた基本報酬としての固定報酬（金銭報酬）、②事業年度ごとの業績目標達成のインセンティブとしての賞与（金銭報酬）、及び③中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブとしての株式交付信託による株式報酬（非金銭報酬）で構成する。
- (3) 当社の社外取締役の報酬等は、業績へのインセンティブに左右されない独立性を確保するため、基本報酬としての固定報酬のみとする。

2. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針等

(1) 固定報酬（金銭報酬）

基本報酬としての固定報酬は、役位、職責、経験、実績及び能力を総合的に評価したうえで決定する。なお、固定報酬は、毎月1回現金で支払う。

(2) 賞与（金銭報酬）

短期業績連動型報酬としての賞与は、①代表取締役社長については、(ア) 事業年度ごとに設定する営業利益予算の前年比及び営業利益の予算達成率に基づき算出される係数、並びに、(イ) 事業年度ごとに設定するエンゲージメントスコアの目標の達成度に基づき算出される係数の合計値に、固定報酬の月額を乗じて得られる金額とする。また、②代表取締役社長以外の取締役（社外取締役を除く。）については、上記（ア）及び（イ）の係数、並びに、(ウ) 当該取締役の職責に応じて事業年度ごとに個別に設定する定性的な項目を含む目標の達成度に基づき算出される係数の合計値に、当該取締役の固定報酬の月額を乗じて得られる金額とする。なお、賞与は、毎年1回一定の時期に現金で支払う。

(3) 株式報酬（非金銭報酬）

報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、1事業年度あたり35,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限に、取締役（社外取締役を除く。）に対し、固定報酬の金額と役位に応じて算出されるポイントを付与し、原則として取締役の退任時において、付与されたポイントに応じた株式を交付する。

3. 個人別の報酬等の割合

(1) 当社の取締役（社外取締役を除く。）の固定報酬、賞与及び株式報酬の割合は、これらの報酬が業績向上へのインセンティブとして適切に機能するものとなるよう、役位・職責に応じて決定する。

(2) 当社の社外取締役の報酬等は、2（1）の固定報酬のみで構成されるものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法等

(1) 取締役の個人別の報酬等については、取締役会の決議に基づき指名・報酬委員会がその決定の委任を受け、同委員会は、当該委任に基づき、各取締役の固定報酬及び賞与の金額を決議する。なお、株式報酬については、取締役会において定める当社株式交付規程に基づきポイントを付与する。

(2) (1) の権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は社外取締役が委員長を務めるものとする。

イ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等（固定報酬）について、取締役会の委任決議に基づき、指名・報酬委員会が個人別の報酬等に関する決議を行っており、当該決議に係る内容は2023年6月30日開催の取締役会において決議された上記の決定方針に沿うものと判断しています。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等（賞与）について、取締役会の委任決議に基づき、指名・報酬委員会が個人別の報酬等に関する決議を行っており、当該決議に係る内容は2025年6月30日開催の取締役会において決議された上記の決定方針に沿うものと判断しています。そして、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等（株式報酬）については、固定報酬の金額と役位に応じてポイントが算出されており、その内容は2023年6月30日開催の取締役会において決議された上記の決定方針に沿うものと判断しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項等

取締役の報酬限度額は、株主総会（1998年11月10日）の決議により400,000千円以内（年額）となっています。

（報酬限度額には使用人兼務役員の使用人部分は含みません。）。なお、当該株主総会終了直後における取締役の員数は7名ですが、当該決議は、当該株主総会後の合併に伴う当社取締役の増員を勧奨して行われたものであり、当該合併直後の取締役の員数は9名です。

監査役の報酬限度額は、株主総会（1998年11月10日）の決議により80,000千円以内（年額）となっています。なお、当該株主総会終了直後における監査役の員数は3名です。

上記に加え、2018年9月20日開催の株主総会において、取締役(社外取締役を除く。以下本段落において同じ。)に対する株式交付信託による株式報酬制度を導入しています（なお、本制度導入時における本制度の対象となる取締役の員数は6名です。）。本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、上記の固定報酬額とは別枠で、当社の取締役に対する株式報酬として、当社株式交付規程に基づき、150百万円（3事業年度）を上限とする金銭を株式取得資金として拠出し、1事業年度あたり35,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限として取締役にポイントを付与するものです。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

なお、本制度の導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止しています。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度において、当社では取締役会の委任決議に基づき、指名・報酬委員会が個人別報酬額の具体的内容（固定報酬及び賞与の個人別金額）を決定しています。指名・報酬委員会に対して決定権限を委任した理由は、社外取締役が委員長を務める同委員会が個人別報酬額の具体的内容を決定することにより、報酬の決定プロセスの客観性・透明性が高まると考えられるためです。なお、指名・報酬委員会は社外取締役 北川敬博を委員長として、代表取締役社長 前島洋平、常務取締役管理本部長 村田宣治及び社外取締役 川元由喜子の4名で構成されています。また、上記の権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は社外取締役が委員長を務めています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
		固定報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (うち、社外取締役)	145,705 (16,710)	116,910 (16,710)	12,520	16,275	8 (4)
監査役 (うち、社外監査役)	23,160 (23,160)	23,160 (23,160)	—	—	3 (3)
合計	168,865	140,070	12,520	16,275	11

- (注) 1. 上記には2024年9月26日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれています。
2. 当社は、取締役の事業年度ごとの業績目標達成のインセンティブとして、2025年6月30日開催の取締役会において決議された上記「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」に基づき、短期業績連動型報酬としての賞与を支給しています。賞与決定にあたっての基本的な指標は、業績評価にかかわる重要な指標である営業利益及び企業の持続的成長を果たすうえで必要な従業員エンゲージメントの状況を示すエンゲージメントスコアとしており、営業利益予算の前年比及び営業利益の予算達成率並びに事業年度ごとに設定するエンゲージメントスコアの対前年改善度に基づき算出される係数に基づき賞与額を計算します。当事業年度においては、営業利益の前年実績額が2,226百万円、営業利益予算額が2,270百万円で営業利益予算の前年比101.9%、営業利益の当年実績額が1,979百万円で営業利益の予算達成率87.2%となっており、また、エンゲージメントスコアの実績値は前年実績値を上回っており、これらに基づき係数を決定いたしました。また、代表取締役社長以外の取締役については、個々の職責遂行に対するインセンティブという観点から、個々に設定される目標（定性的な事項に関する目標を含みます。）の達成度も加味して賞与額が決定されています。
3. 賞与及び株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しています。

5. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席会議及び出席状況	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	川元由喜子	取締役会 19/19回 出席 指名・報酬委員会 4/4回 出席 社外役員会議(注) 4/4回 出席	当事業年度中に開催した取締役会、指名・報酬委員会及び社外役員会議全てに出席しました。出席した会議体において、証券会社や投資顧問会社での業務経験で得た、金融分野に関する幅広い知識と経験をもとに、当社の経営課題に対して、投資家の視点から有効な発言を行いました。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。
社外取締役	北川敬博	取締役会 18/19回 出席 指名・報酬委員会 5/5回 出席 社外役員会議 4/4回 出席	当事業年度中に開催した取締役会19回中18回に、指名・報酬委員会及び社外役員会議全てに、それぞれ出席しました。出席した会議体において、永年にわたる会社経営で得た、経営全般に対する豊富な知識と経験をもとに、当社の経営課題に対して、経営者の視点から有効な発言を行いました。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。
社外取締役	田久保善彦	取締役会 16/16回 出席 社外役員会議 3/3回 出席	2024年9月26日の社外取締役就任以後、当事業年度中に開催された取締役会及び社外役員会議全てに出席しています。出席した会議体において、大学院での教授経験で得た、経営、人材育成、組織運営に対する豊富な知識と経験をもとに、当社の経営課題に対して、人的資本の視点から有効な発言を行いました。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。
社外監査役	守谷純一	取締役会 19/19回 出席 監査役会 13/13回 出席 社外役員会議 4/4回 出席	当事業年度中に開催した取締役会、監査役会及び社外役員会議全てに出席しました。また、監査役会及び社外役員会議では議長を務めました。出席した会議体において、銀行での数多くの企業評価を行ってきた経験に基づき、有益な発言を行いました。
社外監査役	周東秀成	取締役会 19/19回 出席 監査役会 13/13回 出席 社外役員会議 4/4回 出席	当事業年度中に開催した取締役会、監査役会及び社外役員会議全てに出席しました。出席した会議体において、主に弁護士としての豊富な経験や専門の見地から当社グループのコンプライアンス体制の構築の観点から有益な発言を行いました。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。
社外監査役	新田東平	取締役会 19/19回 出席 監査役会 13/13回 出席 社外役員会議 4/4回 出席	当事業年度中に開催した取締役会、監査役会及び社外役員会議全てに出席しました。出席した会議体において、公認会計士としての専門的知識及び永年にわたり企業の会計監査に携わってきた経験をもとに、社外監査役として一般株主と利益相反が生じない独立した立場から発言を行いました。 なお、金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。

(注) 当社は、社外役員らを構成員とし次の事項を目的に「社外役員会議」を設置しています。

- ①当社グループの経営上の課題等に対する社外役員間での情報交換、検討、審議
- ②当社グループの経営内容の理解を深めるための社外役員相互の情報交換、検討、審議
- ③当社の重要な委員会等の健全な運営の監視監督、経営陣による適正な判断・手続きが行われるよう担保するための情報交換、検討、審議

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

当社の会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項に基づく報酬等の額 60,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分していないため、これらの合計額を記載しています。

(2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 60,000千円

(3) 監査役会が上記報酬等について同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、同意を行っています。

3. 非監査業務の内容

非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）は、委託していません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき同監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	36,923,634	流動負債	29,821,745
現金及び預金	3,470,220	支払手形及び買掛金	18,412,143
受取手形、売掛金及び契約資産	23,159,146	電子記録債務	8,630,861
電子記録債権	3,210,757	1年以内返済予定の長期借入金	400,080
商品	6,417,099	リース債務	144,597
その他	680,891	未払法人税等	491,090
貸倒引当金	△14,480	賞与引当金	43,189
		その他	1,699,784
固定資産	8,947,578	固定負債	3,793,829
有形固定資産	5,504,334	長期借入金	1,516,580
建物及び構築物	1,456,866	長期未払金	121,600
機械装置及び運搬具	24,247	リース債務	884,890
工具、器具及び備品	522,383	繰延税金負債	378,275
土地	1,554,139	役員株式給付引当金	307,323
リース資産	934,512	役員退職慰労引当金	2,450
建設仮勘定	1,012,185	退職給付に係る負債	523,070
		その他	59,639
無形固定資産	625,506	負債合計	33,615,575
投資その他の資産	2,817,736	純資産の部	
投資有価証券	368,182	株主資本	11,768,515
退職給付に係る資産	1,505,624	資本金	607,750
繰延税金資産	483,315	資本剰余金	329,415
その他	477,589	利益剰余金	11,382,644
貸倒引当金	△16,974	自己株式	△551,294
資産合計	45,871,212	その他の包括利益累計額	487,121
		その他有価証券評価差額金	160,505
		為替換算調整勘定	△4,181
		退職給付に係る調整累計額	330,797
		純資産合計	12,255,637
		負債・純資産合計	45,871,212

連結損益計算書 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		122,702,463
売上原価		108,793,459
売上総利益		13,909,004
販売費及び一般管理費		11,929,049
営業利益		1,979,954
営業外収益		
受取利息	1,311	
受取配当金	2,746	
為替差益	3,035	
投資事業組合運用益	3,926	
受取手数料	943	
受取保険金	2,690	
助成金収入	3,270	
売電収入	8,470	
その他	8,850	35,244
営業外費用		
支払利息	37,676	
リース解約損	1,171	
売電費用	4,647	
その他	9,255	52,751
経常利益		1,962,447
特別利益		
有形固定資産売却益	1,489	
受取補償金	5,000	6,489
特別損失		
投資有価証券評価損	19,082	
有形固定資産除却損	3,148	
減損損失	26,975	49,206
税金等調整前当期純利益		1,919,729
法人税、住民税及び事業税	578,085	
法人税等調整額	△88,454	489,630
当期純利益		1,430,099
親会社株主に帰属する当期純利益		1,430,099

計算書類

貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,897,203	流動負債	3,269,962
現金及び預金	1,565,302	短期借入金	2,611,340
営業未収入金	141,684	1年以内返済予定の長期借入金	400,080
短期貸付金	2,099,297	未払金	76,809
前払費用	73,598	未払費用	81,249
その他	17,321	リース債務	2,121
		未払法人税等	40,399
固定資産	6,604,927	未払消費税等	12,726
有形固定資産	1,505,205	預り金	42,342
建物	381,712	前受収益	2,752
構築物	8,075	その他	141
工具、器具及び備品	7,515	固定負債	1,798,184
土地	1,101,542	長期借入金	1,516,580
リース資産	6,360	長期未払金	70,950
無形固定資産	580,486	リース債務	5,023
ソフトウェア	474,973	繰延税金負債	522
ソフトウェア仮勘定	104,797	役員株式給付引当金	147,322
商標権	715	退職給付引当金	42
投資その他の資産	4,519,234	受入敷金保証金	57,743
投資有価証券	113,079	負債合計	5,068,146
関係会社株式	4,225,266	純資産の部	
出資金	25,010	株主資本	5,432,972
長期貸付金	242,100	資本金	607,750
長期前払費用	46,395	資本剰余金	357,461
敷金及び保証金	53,847	資本準備金	343,750
前払年金費用	53,667	その他資本剰余金	13,711
貸倒引当金	△240,131	利益剰余金	5,019,056
資産合計	10,502,131	利益準備金	29,600
		その他利益剰余金	4,989,456
		繰越利益剰余金	4,989,456
		自己株式	△551,294
		評価・換算差額等	1,012
		その他有価証券評価差額金	1,012
		純資産合計	5,433,985
		負債・純資産合計	10,502,131

損益計算書 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,727,604
売上原価		70,481
売上総利益		2,657,123
販売費及び一般管理費		1,479,080
営業利益		1,178,042
営業外収益		
受取利息	41,522	
受取配当金	250	
投資事業組合運用益	3,926	
その他	17,352	63,052
営業外費用		
支払利息	47,733	
貸倒引当金繰入額	2,758	
投資事業組合運用損	1,085	
その他	2,458	54,034
経常利益		1,187,060
特別損失		
投資有価証券評価損	19,082	
有形固定資産除却損	252	
減損損失	26,975	46,310
税引前当期純利益		1,140,749
法人税、住民税及び事業税	54,610	
法人税等調整額	△253	54,356
当期純利益		1,086,393

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

オルバヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神田正史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木重久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オルバヘルスケアホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オルバヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

オルバヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神田 正史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 重久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オルバヘルスケアホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月12日

オルバヘルスケアホールディングス株式会社 監査役会

常勤社外監査役 守 谷 純 一 ㊟

社 外 監 査 役 周 東 秀 成 ㊟

社 外 監 査 役 新 田 東 平 ㊟

以 上

第76期定時株主総会招集ご通知

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

オルバヘルスケアホールディングス株式会社

VI. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当企業集団（以下「当社グループ」という）における内部統制に関し下記のとおり決議しています。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理は、法令及び取締役会規則、情報管理その他社内諸規程に基づき、主管する部署が適切に実施し、必要に応じて見直し等を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務遂行にあたり、予め予測可能な損失の危険は社内規程、マニュアルなどを整備し、その周知徹底を行うことにより、未然防止に努める。
- (2) 突発的かつ予測しえない事態の発生には、当社の代表取締役社長の指揮のもと対応する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役はその権限のもと、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、効率的に会社経営にあたる。
- (2) 取締役は、月1回以上開催される取締役会において職務の執行状況等について報告するとともに、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、問題の把握と改善に努める。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を確保するため、取締役の任期を1年とする。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人を対象に、法令及び定款並びにオルバグループ社員憲章に即するべく、定期・随時に教育を実施し、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。
- (2) 社会的責任、コンプライアンス、企業防衛の観点から、反社会的勢力を断固として排除するとともに、反社会的勢力からの不当要求に対し、組織として毅然とした姿勢で対応し、拒絶の姿勢を堅持する。加えて、反社会的勢力との関係遮断を確実なものとするために、体制の整備、外部専門機関との連携強化を図る。
- (3) 内部監査等をとおり、適法性が保たれていることを確認する。
- (4) 法令・定款等に違反する行為を発見した場合の「内部通報制度」を整備する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社が定めるグループ会社管理規程及びグループ会社規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- (2) 当社グループのリスク管理規程を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
- (3) 当社の子会社の取締役は、月1回以上開催される取締役会において職務の執行状況等について報告するとともに、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、問題の把握と改善に努める。

- (4) 当社グループのコンプライアンス規程並びにコンプライアンス・マニュアルを当社グループすべての役職員に周知徹底する。
- (5) 当社グループ各社に当社から監査役を派遣し、当該監査役は法令に従い監査を行う。
- (6) 当社の監査役及び当社の子会社の監査役は、定期的に会議を開催し、情報伝達する。
- (7) 当社グループ各社に対し、内部監査部門による定期的な監査を実施する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備する。
- (2) 担当する使用人の人事考課、異動等については監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- (3) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先し従事する。

7. 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役（または監査役会）に報告をするための体制その他の当社の監査役（または監査役会）への報告に関する体制

- (1) 当社グループの役職員は当社監査役（または監査役会）の要請に応じ、必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 当社監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議に出席する。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、監査役規程に基づき、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 監査役職務の執行について生ずる費用等の支払に充てるため、毎年、一定額の予算を計上する。

10. その他当社の監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役監査体制の実効性を向上させるべく、適宜見直し・改善を行う。
- (2) 見直し・改善にあたっては、監査役（または監査役会）の意見を十分に尊重する。
- (3) 内部監査室及び管理部門は、監査役からの要請があった場合は、監査役の補助を行う。

11.財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 内部監査室は、「内部統制評価の基本方針」に従い、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

(当期における運用状況)

1.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理は主管する部署が適切に実施している。

2.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、有事の際の行動指針を周知している。また同規程に基づき、年2回リスク分析を行い、その重要性に応じて対応を図っている。

3.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行取締役はその権限のもと、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、会社運営にあたっている。また、月1回以上開催される取締役会において職務の執行状況等について報告を行っている。

4.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス徹底のため、定期的にテーマを定め、e-learningを通じて啓発活動を行っている。
- (2) 反社会的勢力に対しては、不当要求への拒絶姿勢を明確にするべく反社会的勢力との関係遮断に関する規程を定め、周知徹底を図っている。
- (3) 監査役監査及び内部監査により適法性の確認を行っている。
- (4) 社内、社外にそれぞれ内部通報窓口を設置している。

5.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社の取締役は、2か月に1回社長会を、月に1回営業本部長会議を開催し、各会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の報告を受けている。
- (2) リスク管理委員会を設置し、当社グループ全社で年2回行われるリスク分析をもとにグループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議している。
- (3) 当社グループ会社の業務執行取締役は、月1回以上開催される取締役会において職務の執行状況等について報告するとともに、諸問題の把握と改善に努めている。
- (4) 当社グループのコンプライアンス規程並びにコンプライアンス・マニュアルを当社グループすべての役職員に周知徹底している。
- (5) 当社取締役及び使用人を当社グループ各社の監査役に選任し、当該監査役は法令に従い監査を行っている。

- (6) 当社の監査役及び当社の子会社の監査役は、月に1回グループ会社監査役会議を開催し、情報伝達を行っている。
- (7) 当社内部監査室はグループ各社に対し、定期的な監査を実施している。

6.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専任の監査役スタッフを監査役会の直轄下に設置し取締役からの独立性を確保している。また、他部門を兼任する使用人が監査役スタッフを兼務する場合は、監査役に係る業務を優先している。

7.当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役（または監査役会）に報告をするための体制その他の当社の監査役（または監査役会）への報告に関する体制

- (1) 当社グループの役職員は当社監査役及び監査役会の要請に応じ、必要な報告及び情報提供を行っている。
- (2) 当社監査役は、取締役会をはじめとして重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するよう努めている。

8.前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社グループの役職員に対し、監査役の要請に応じ、速やかに情報提供するよう周知徹底することにより、当該報告の正当性を担保している。

9.当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行に係る費用は速やかに処理している。また、その支払いに充てるため、一定額の予算を計上している。

10.その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会及びグループ会社監査役会議を通じて、監査役監査体制の実効性を向上させるべく、適宜見直し・改善を行っている。また、内部監査室及び管理部門は、監査役からの要請に基づき、情報、役務の提供を行っている。

11.財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は内部統制の体制整備と有効性向上のため、関連規程を整備し職務執行にあたっている。また、内部監査室の監査により、是正、改善の必要があるときは、当該部署はその対策を講じている。

連結株主資本等変動計算書 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	607,750	321,534	10,480,812	△557,173	10,852,922
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△488,700	—	△488,700
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,430,099	—	1,430,099
自己株式の取得	—	—	—	△135,739	△135,739
連結範囲の変動	—	—	△39,566	—	△39,566
自己株式の処分	—	7,881	—	127,800	135,681
株式交付信託による自己株式の処分	—	—	—	13,818	13,818
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	7,881	901,832	5,879	915,592
当期末残高	607,750	329,415	11,382,644	△551,294	11,768,515

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	162,098	—	358,670	520,769	11,373,691
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△488,700
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	1,430,099
自己株式の取得	—	—	—	—	△135,739
連結範囲の変動	—	—	—	—	△39,566
自己株式の処分	—	—	—	—	135,681
株式交付信託による自己株式の処分	—	—	—	—	13,818
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,593	△4,181	△27,872	△33,647	△33,647
当期変動額合計	△1,593	△4,181	△27,872	△33,647	881,945
当期末残高	160,505	△4,181	330,797	487,121	12,255,637

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

- ・ 連結子会社の数 9社
- ・ 連結子会社の名称
株式会社カワニシ
サンセイ医機株式会社
日光医科器械株式会社
株式会社カワニシパークメド
株式会社オルシード
株式会社エクソーラメディカル
THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.
株式会社ホスネット・ジャパン
株式会社ライフケア

なお、従来非連結子会社であったTHAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。また、当連結会計年度において、株式会社オルシードを新たに設立し、連結の範囲に含めています。

非連結子会社名

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

関連会社名

エムジェイシー株式会社

持分法を適用しない理由

エムジェイシー株式会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度において、THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.は決算日を12月31日から3月31日に変更しています。この決算期変更により、当連結会計年度は2024年4月1日から2025年3月31日までの12か月間を連結していますが、連結計算書類への影響はありません。上記の連結子会社は決算日の差異が3ヵ月を超えないため、当該子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行っています。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない 時価法

株式等以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない 主として移動平均法に基づく原価法

株式等 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

ロ. 棚卸資産

商 品 主として移動平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっています。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 5年～17年

工具、器具及び備品 3年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法によっています。

(リース資産を除く) 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法によっています。

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)による定額法によっています。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
- ハ. 役員株式給付引当金 役員への当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しています。
- ニ. 役員退職慰労引当金 役員の退任時の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しています。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ. 医療器材事業

i. 医療機器販売

主に医療機関に対して医療機器の販売を行っています。これらの医療機器販売は、顧客に引き渡した時点で商品の支配が移転し、履行義務が充足されると判断したため、当該履行義務の充足時点で収益を認識しています。

なお、医療機器販売のうち、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しています。

ii. 工事契約

医療機関向けに対して新築、建替等の建築工事を行っています。当該契約については、一定の期間にわたり支配が移転し、履行義務が充足されると判断したため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができませんが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

ロ. S P D事業

物品・情報管理及び購買管理業務を行うとともに、当該業務を請け負っている医療機関に対して、医療機器の販売を行っています。これらの医療機器販売は、顧客に引き渡した時点で商品の支配が移転し、履行義務が充足されると判断したため、当該履行義務の充足時点で収益を認識しています。また、物品・情報管理及び購買管理業務については、契約に定められた期間にわたり顧客に役務を提供する義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されると判断したため、当該契約期間に応じて収益を認識しています。

なお商品販売のうち、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しています。

ハ. 介護用品事業

主に個人に対して、在宅介護用ベッド・用品の販売・レンタルを行っています。販売については、顧客に引き渡した時点で商品の支配が移転し、履行義務が充足されると判断したため、当該履行義務の充足時点で収益を認識しています。レンタルについては、契約に定められた期間にわたり顧客に役務を提供する義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されると判断したため、当該契約期間に応じて収益を認識しています。

⑤ その他連結計算書類を作成するための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

i. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ii. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。

iii. 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

iv. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

ロ. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 未適用の会計基準等

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものの。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、現時点で評価中です。

3. 追加情報

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2018年8月9日付取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）及び執行役員並びに当社の子会社の取締役・執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、当社取締役等に対する導入については2018年9月20日開催の第69期定時株主総会において承認決議されました。

本制度は、予め定める株式交付規程に基づき取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を信託が当社から一括取得し、役位及び在任期間に応じて取締役等に当社株式を交付します。取締役等が株式の交付を受けるのは、原則として取締役等退任時となります。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しています。これにより、信託として保有する当社株式を、信託における帳簿価額で株主資本の「自己株式」に計上しています。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当期末において、424,777千円、255,100株です。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額、並びに流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、連結注記表「8.収益認識に関する注記(3)①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しています。

(2) 担保に供している資産及び対応債務

イ 担保提供資産

現金及び預金（注）	50,200千円
受取手形、売掛金及び契約資産	7,294千円
投資有価証券	254,400千円
計	311,894千円

（注）事業の契約履行を保証するために、定期預金の一部を担保に供しています。

ロ 対応債務

支払手形及び買掛金	1,085,772千円
電子記録債務	17,550千円
計	1,103,322千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 3,479,862千円

(4) 国庫補助金の受入により取得価額から控除した圧縮記帳額は、建物及び構築物102,465千円です。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「8.収益認識に関する注記(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しています。

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
事業用資産 1件 (*)	岡山県岡山市	建物、建物附属設備、 工具、器具及び備品	11,150
事業用資産 1件 (*)	東京都千代田区	建物、建物附属設備、 工具、器具及び備品	15,825

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す単位毎に、遊休資産については個別物件単位で、資産のグルーピングを行っています。遊休資産のうち、今後使用が見込まれない資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

(*) 回収可能価額は使用価値を零として算定しています。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 6,250,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2024年9月26日 第75期定時株主総会	普通株式	488,700	80.00	2024年 6月30日	2024年 9月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年9月25日開催の第76期定時株主総会において、次のとおり付議します。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	494,378	80.00	2025年 6月30日	2025年 9月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入によっています。また、デリバティブについては、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権に係る信用リスクは、内部の諸規定に基づき、各社ごとに期日管理、残高管理等を行うとともに、主要な取引先の信用調査を随時行いリスクの低減を図っています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、社内規程に基づき四半期ごとに時価等を把握しリスクの低減を図っています。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほぼすべてが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は、主として営業取引にかかる運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は、主として設備投資等を目的とした資金調達です。長期借入金の借入期間は原則として5年以内とすることとしております。

また、営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されていますが、当社グループでは、各社ごとに資金繰計画を月次で作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表の「投資有価証券」には含めていません（(注)1をご参照ください。）。また、「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金及び短期間に決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	254,400	254,400	—
資産計	254,400	254,400	—
(2) 長期借入金 (* 1)	1,916,660	1,913,849	△2,810
(3) リース債務 (* 2)	1,029,488	909,206	△120,282
負債計	2,946,148	2,823,055	△123,092

(* 1) 長期借入金は1年以内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(* 2) リース債務は流動負債と固定負債のリース債務を合算して表示しています。

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	42,695
投資事業有限責任組合出資金	71,086

投資事業有限責任組合出資金は、改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取扱いを適用し、時価開示の対象とはしていません。

(注) 2. 借入金及びリース債務の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	400,080	400,080	400,080	400,080	316,340	—
リース債務	144,597	139,782	127,793	106,864	68,419	442,031

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	254,400	—	—	254,400
資産計	254,400	—	—	254,400

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,913,849	—	1,913,849
リース債務	—	909,206	—	909,206
負債計	—	2,823,055	—	2,823,055

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期借入金

元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

リース債務

元金利の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度における当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、各報告セグメントの売上高を財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント			
	医療器材事業	S P D事業	介護用品事業	合計
消耗品	101,161,045	－	－	101,161,045
設備備品	13,175,594	－	－	13,175,594
S P Dサービス	－	5,588,730	－	5,588,730
介護用品サービス	－	－	630,885	630,885
顧客との契約から生じる収益	114,336,640	5,588,730	630,885	120,556,256
レンタル取引等に係る収益 (注)	－	－	2,146,207	2,146,207
外部顧客への売上高	114,336,640	5,588,730	2,777,092	122,702,463

(注) 「介護用品サービス」のレンタル取引に係る収益については、収益認識会計基準の適用除外項目である「リース取引」に該当することから、顧客との契約から生じる収益には含めていません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	25,921,084
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	26,145,783
契約資産 (期首残高)	1,141
契約資産 (期末残高)	－
契約負債 (期首残高)	－
契約負債 (期末残高)	31,241

契約資産は、主に工事契約において期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、工事契約において契約に基づき顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額はありません。

また、当連結会計年度において、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,068円59銭

(2) 1株当たり当期純利益 241円43銭

(注) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

当連結会計年度末の当該自己株式の数 325,372株

当連結会計年度の期中平均の当該自己株式の数 326,505株

株主資本等変動計算書 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	607,750	343,750	5,830	349,580	29,600	4,391,763	4,421,363
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△488,700	△488,700
当期純利益	-	-	-	-	-	1,086,393	1,086,393
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	7,881	7,881	-	-	-
株式交付信託による自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	7,881	7,881	-	597,692	597,692
当期末残高	607,750	343,750	13,711	357,461	29,600	4,989,456	5,019,056

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△557,173	4,821,519	313	313	4,821,832
当期変動額					
剰余金の配当	-	△488,700	-	-	△488,700
当期純利益	-	1,086,393	-	-	1,086,393
自己株式の取得	△135,739	△135,739	-	-	△135,739
自己株式の処分	127,800	135,681	-	-	135,681
株式交付信託による自己株式の処分	13,818	13,818	-	-	13,818
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	698	698	698
当期変動額合計	5,879	611,453	698	698	612,152
当期末残高	△551,294	5,432,972	1,012	1,012	5,433,985

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ① 子会社株式 移動平均法に基づく原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない 時価法
 - 株式等以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 市場価格のない 主として移動平均法に基づく原価法
 - 株式等 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法によっています。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については定額法によっています。
主な耐用年数は次のとおりです。

建物	6年～50年
構築物	10年～20年
工具、器具及び備品	5年～20年
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっています。
自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)による定額法によっています。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

- ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しています。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しています。
- ③ 役員株式給付引当金 役員への当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 経営指導料等

当社はグループ全体の戦略的意思決定や子会社の管理及び経営指導を行っており、その対価としてグループ各社から経営指導料等を受領しています。履行義務は契約期間にわたって充足されるため、当該契約期間に応じて収益を計上しています。

② 受取配当金

当社は持株会社として事業会社へ出資を行い、配当金を受領しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって履行義務を充足すると判断されるため効力発生日に受取配当金を計上しています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる事項

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.に対する投融資（関係会社株式及び短期貸付金）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年6月30日)
関係会社株式	3,900
短期貸付金	192,560

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行うことにしています。貸付金は、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。

関係会社株式のうちTHAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.の株式は、実質価額が著しく低下しているものの、将来の事業計画に基づいて実質価額の回復が可能であると判断したことから、関係会社株式評価損は計上していません。また、THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.に対する貸付金についても回収が可能であると判断したことから、貸倒引当金は計上していません。

なお、関係会社株式の実質価額の回復可能性及び貸付金の回収可能性の判定は、事業計画に基づき実施しており、主要な仮定は、販売数量と販売単価の見込みを基礎とした将来の売上高見込み及び売上総利益率であります。

市場環境の変化により、その見積りの基礎となる主要な仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 追加情報

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表「3. 追加情報」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	794,466千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	2,258,260千円
(3) 関係会社に対する長期金銭債権	242,100千円
(4) 関係会社に対する短期金銭債務	2,623,755千円
(5) 関係会社に対する長期金銭債務	57,743千円
(6) 担保に供している資産	
現金及び預金	10,000千円

(注) 事業の契約履行を保証するために、定期預金を担保に供しています。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

 営業取引による取引高

 売上高

2,720,924千円

 営業取引以外の取引による取引高

64,192千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	334,145	27	8,800	325,372

当事業年度末において、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式255,100株を自己株式に含めています。
(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加27株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年6月30日)
(繰延税金資産)	
未払賞与	13,158
未払事業税	2,904
貸倒引当金	75,401
投資有価証券評価損	15,411
関係会社株式評価損	343,928
減価償却費	1,714
みなし配当	40,626
長期末払金	22,278
役員株式給付引当金	46,259
その他	37,144
繰延税金資産小計	598,827
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△575,616
評価性引当額小計	△575,616
繰延税金資産合計	23,210
(繰延税金負債)	
前払年金費用	△16,851
その他	△6,881
繰延税金負債合計	△23,732
繰延税金資産（負債△）の純額	△522

8. 関連当事者との取引に関する注記
 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)カワニシ	100.0	3名	経営指導 資金融資	経営指導料 (注)1	1,312,264	営業未収入金	120,056
					資金の貸付 (注)2	—	短期貸付金	958,929
子会社	サンセイ医機(株)	100.0	2名	資金融資	資金の借入 (注)2	—	短期借入金	1,592,347
子会社	日光医科器械(株)	100.0	1名	資金融資	資金の貸付 (注)2	—	短期貸付金	829,557
子会社	(株)カワニシパークメド	100.0	—	資金融資	資金の借入 (注)2	—	短期借入金	283,041
子会社	(株)オルシード	100.0	3名	資金融資	資金の貸付 (注)2	—	短期貸付金	118,250
子会社	(株)エクソーラメディカル	94.2	4名	資金融資	資金の貸付 (注)3	2,500	長期貸付金 (注)4	242,100
子会社	THAI OLBA Healthcare Co.,Ltd.	49.0	1名	資金融資	資金の貸付 (注)3	43,100	長期貸付金 (注)5	192,560
					貸付金の回収	40,950		
子会社	(株)ホスネット・ ジャパン	100.0	1名	資金融資	資金の借入 (注)2	—	短期借入金	420,167
子会社	(株)ライフケア	100.0	2名	資金融資	資金の借入 (注)2	—	短期借入金	315,783

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導料については、相手会社と交渉のうえ、役務の提供に見合う価格になっています。
2. 当社ではグループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を導入していますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、期末残高のみを表示しています。なお、金利については市場金利を勘案して決定しています。
3. 金利については市場金利等を勘案して決定しています。
4. (株)エクソーラメディカルの長期貸付金に対し、240,131千円の貸倒引当金を計上しています。
5. 期末残高には為替差損益が含まれています。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 917円19銭

(2) 1株当たり当期純利益 183円40銭

(注) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

当事業年度末の当該自己株式の数 325,372株

当事業年度の期中平均の当該自己株式の数 326,505株